健康づくり発信事業

各戸配布

『四万川健康のつどい』

ご案内

開催日時 ： 9月28日（木） 10:30～14:00

開催場所 ： 四万川交流センター
（いきいき交流会との合同開催）

参 加 費 ： 無料（昼食付き）

プログラム
（参加費：無料）

午前

【ハンドケア リラクゼーション】
日本赤十字社

午後

【認知症のお話】
げらげら家族会

四万川区　みなさんの参加をお待ちしています

主催 ： 四万川集落活動センター

［実行委員：区長、エプロン会、よつば会、婦人会、民生委員、
衛生委員長、健康文化の里づくり推進委員］

連絡先はウラ

参加申し込み　　→「健康文化の里づくり推進委員」まで
その他問い合わせ →「実行委員長　永橋信弘」まで

参加申し込み連絡先
健康文化の里づくり推進員

各部落の推進員は、下記の通りです。

	氏名	電話番号
東向	南部真弓	67-0526
富永	氏原昭子	67-0058
下組	廣瀬栄子	67-0569
東川	佐竹和子	67-0990
中の川	廣瀬美和	40-2677
本も谷	高橋喜代子	67-0978
茶や谷	味元八重子	67-0562
井高	中越先子	67-0372
坪野田	中越緑	67-0336
文丸	高橋敏水	67-0501
神の山	津野静子	67-0353
坂本川	古市道子	090-4330-1779
六丁	中岡強	IPのみ＊＊67-0777
六丁	森田智香	090-4504-4126

その他　問い合わせ先		
実行委員長	永橋信弘	67-0731

本事業の趣旨　椿原ならではの保健・医療・福祉が充実した社会に向けて、町民自らが健康で充実した生活を送るため、区ごとに健康づくり発信事業を開催するものです

課長 確認 済

不審火による火災に注意！

今月５日に坂本川の西の宮神社が全焼する火事が発生しました。

不審火（放火・放火の疑い）による火災は、人目につきにくい時間帯・場所で多く発生します。
一人ひとりはもちろん、日ごろから隣近所のあいさつ、声掛けを行い地域全体で大切な命や建物を火災から守りましょう。

対　　策

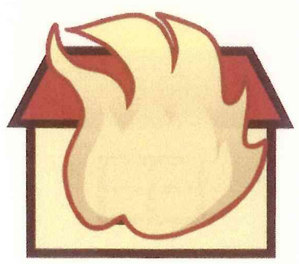

家の周りに燃えやすいものを置かない
ゴミは夜に出さず、収集日の朝に出す
車庫や物置には鍵をかけるなど、簡単に出入りできないようにする
ポストに新聞・郵便物をため込まない

問合せ先

総務課危機管理係　TEL６５－１１１１

命を守る ～事故にあわない、おこさない～
早めのライトと反射材

9月30日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」です
秋の全国交通安全運動

平成29 年9月21日（木）～9月30日（土）

子供と高齢者の
安全な通行の確保と
高齢運転者の
交通事故防止

夕暮れ時と
夜間の歩行中
・自転車乗用中の
交通事故防止

全ての座席の
シートベルトと
チャイルドシートの
正しい着用の徹底

飲酒運転
の根絶

チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャピョン」

国連『交通安全の
ための行動10年』

内閣府

交通事故による死者の約半数が高齢者です

交通事故による死者の半数が高齢者です。
また、幼児や児童は通園・通学時に事故に多く遭っていることが報告されています。
子供と高齢者本人が危険を知ることと、周囲の思いやりが大切です。

高齢運転者による死亡事故も多く発生しています

運転に不安がある場合には、運転免許証を自主的に返納する制度があり、返納者に対する公共交通利用時の支援等も用意されています。
お近くの運転適性相談窓口や市区町村にご確認ください。

子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

夜間はライトは必ず点灯！反射材を活用しましょう

夕暮れ時や夜間の見えにくい時間帯は、自分の位置を知らせることで、事故を防ぐことができます。自転車のライト点灯や反射材が、あなたを守ります。

反射材なし　　反射材あり

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

お酒を飲んだら絶対に運転しない

わずかなお酒でも、運転能力・判断能力を鈍らせるおそれがあります。「ちょっとだけ」の軽い気持ちが、重大な事故につながります。「乗らない」、「乗せない」、「飲ませない」を守りましょう。

飲酒運転の根絶

シートベルトはどこに座っても必ず着用

乗車中に事故で亡くなった人のうち、シートベルトを着用していない人は、着用者に比べて致死率が14.5倍にもなります。どの座席でも必ず「シートベルト着用」、6歳未満の幼児は「チャイルドシート使用」してください。
「チャイルドシート」は国の安全基準に適合したものを選びましょう。
適合したシートには、以下のいずれかの表示があります。

E43　自

※「43」以外の番号の製品も安全基準適合品です。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

9月30日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

秋の全国交通安全運動

平成29年9月21日（木）から30日（土）まで

内閣府

書類番号
7

国の重要な統計調査のお知らせです

平成29年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します

皆様のお住まいになる地域が調査対象となりました

就業構造基本調査は、「統計法」（国の統計に関する基本的な法律）に基づき実施する、国の重要な統計調査です。
皆様のお住まいになる地域に調査をお願いすることになりましたので、本日はそのお知らせにまいりました。

この地域の中から調査をお願いする世帯が選ばれます

調査をお願いするお宅には、9月下旬に改めて調査員が伺い、調査票をお配りしますので、ご回答をお願いいたします。

平成29年
就業構造基本調査

働く人の明日をつくる。

就業構造を把握し、みなさんの未来に役立てます。
調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。

総務省統計局
都道府県・市区町村

就業構造基本調査に関するくわしい情報はこちら　http://www.stat.go.jp/

平成29年就業構造基本調査のお知らせ

日本の就業・不就業の実態を明らかにする調査です

ふだん仕事をしているかどうか、就業に関する希望や就業異動、育児・介護の有無などについて調査します。
この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として、5年ごとに実施する調査です。

回答の義務があります

統計法では、基幹統計調査の対象となられた方には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には、調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。なお、調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます

全国のすべての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国から偏りなく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選びます。また、調査をお願いする世帯についても、こうして選んだ地域から無作為に選びます。
調査をお願いする世帯におかれましては、正確な統計を作成するために、調査へのご回答をお願いします。

調査はこのような流れで行われます

調査の回答にあたっては、インターネットで回答するか、紙の調査票で回答するかを選択いただけます。

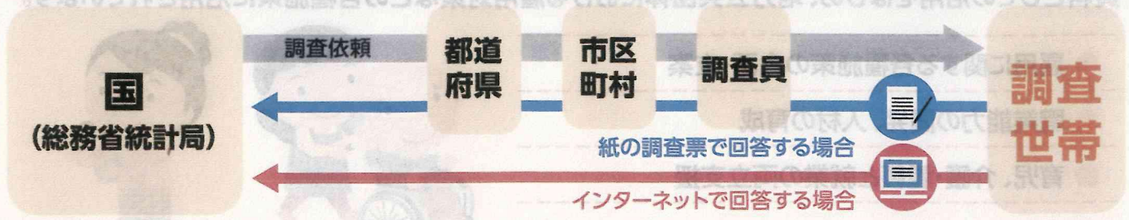

調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

調査員は都道府県知事又は市区町村長が発行した「調査員証」を必ず携帯しています。

- 調査員は、都道府県知事又は市区町村長が任命した特別職の地方公務員です。
- 調査員は、調査地域の世帯を確認するため、すべてのお宅を訪問し、世帯主又は代表者の氏名と住所を伺います。
- 調査をお願いする世帯には、改めて調査員が訪問し、調査書類の配布や、ご記入いただいた調査票の回収及び記入状況の確認を行います。

かたり調査にご注意ください。

- 金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答せずに、速やかにお住まいの都道府県、市区町村又はコールセンターにお知らせください。

個人情報は厳重に保護されます

調査票の保護

就業構造基本調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されています。

暗号化通信

インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。

守秘義務

調査に従事する者（調査員、地方公共団体の職員など）には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。

調査の結果はこのように利用されています

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）など国の基本的な方針決定の基礎資料としての活用をはじめ、地方公共団体における雇用対策などの各種施策に活用されています。

- 雇用に関する各種施策の企画・立案
- 職業能力の開発、人材の育成
- 育児、介護・看護と就業の両立支援

介護のために離職する人は年間10万人を超える

例えば

介護・看護を理由とする離職者数
（男女、年齢階級別、平成23年10月～平成24年9月）

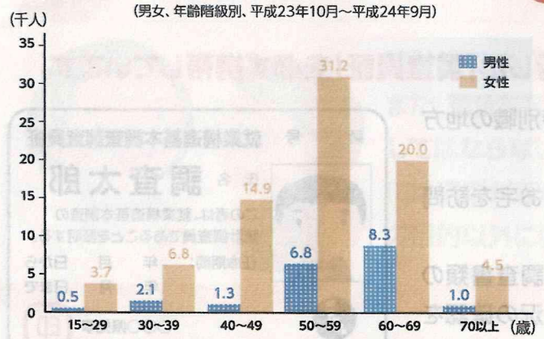

就業構造基本調査の結果から、介護のために離職する人は年間10万人を超えることが分かりました。このような背景から、誰もが活躍できる、全員参加型の社会を実現するための計画である「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」を目標に掲げています。

30～34歳の女性有業率が10年で約10ポイント上昇

女性の有業率の推移
（年齢階級別、平成14年・24年）

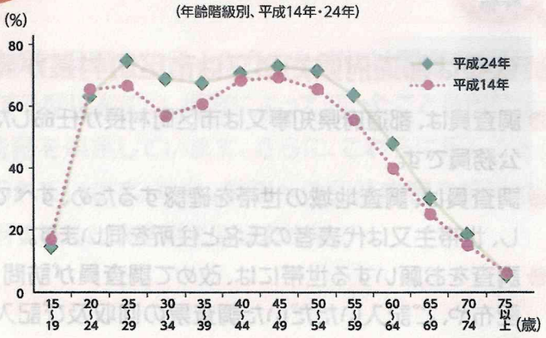

女性の有業率（平成24年）を10年前と比べると、特に「30～34歳」が11.4ポイント上昇し、いわゆるM字型カーブの底が浅くなっていることが分かります。女性の有業率やM字型カーブの変化は、女性の活躍推進に関する重要な指標の一つとして注目を集めています。

調査についてのお問合せは

■ 就業構造基本調査コールセンター

☎ 0570-07-1937

■ IP電話の場合

☎ 03-6748-1970

設置期間 平成29年8月25日（金）から10月26日（木）まで　受付時間 午前8時～午後9時（土・日・祝日もご利用いただけます。）

おかけ間違いのないようにご注意ください。

※ ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合、それぞれ所定の通話料金となります。
※ IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

通信欄

総務省統計局
都道府県・市区町村

生ごみをたい肥化しませんか？

椿原町廃棄物減量等推進員連絡協議会
会長　西川　陽子

現在、椿原町では生ごみの水分が問題になっております。生ごみのたい肥化は、ゴミの減量につながり、ひいては自然環境を守ることにつながります。身近なところから、環境問題に取り組みましょう。

各部落代表者の方は、裏面申込書に購入希望者をとりまとめのうえ、平成２９年１０月１０日（火）までに、環境整備課生活環境係までご提出いただきますようお願いいたします。なお、容器の種類及び助成額等については、下記のとおりです。

記

容器の種類、助成額等

容器の大きさ	斡旋価格	助成額	自己負担額	備考
ワンダーボックス200型（200L）	7,560円	2,500円	5,060円	角型
ワンダーボックス300型（300L）	11,664円	3,000円	8,664円	角型

※容器の手配が整いましたら、手紙等で個人宛にお知らせする予定です。（自己負担額と引き換えに容器をお渡しいたします。）

問合せ先：環境整備課生活環境係（田尾、國元）
電話　　６５－１２５１

生ゴミ処理と堆肥造りの主役
わんだーBOX

特長

◆生ゴミ、雑草、落葉など有機質のゴミなら何でもOKです。投入されたゴミは発酵、分解して良質の堆肥かできます。

◆年間およそ3トン(ミニ)～10トン(300型) の処理能力かあります。これは台所の生ゴミにしますと、一年間毎日入れてもまた余裕かあります。

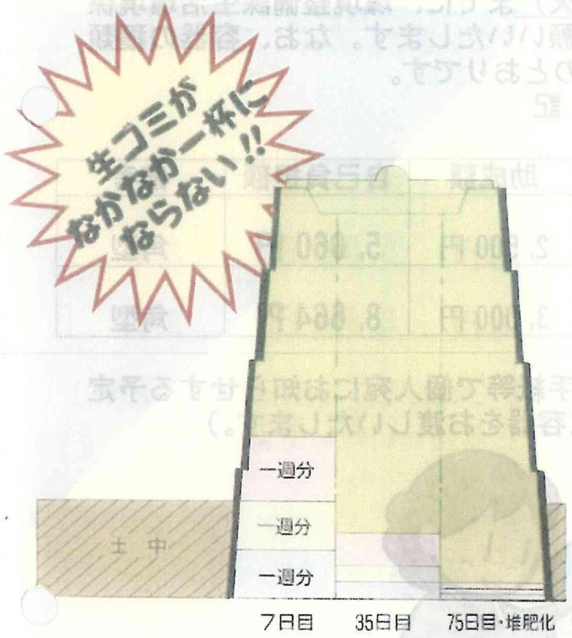

生ゴミの成分は、ほとんどか水分です。たから、投入された生ゴミは、わんだーBOX内の古い生ゴミを押し潰し、水分を土中に追いやります。又、土中のバクテリアの発酵・分解作用により、生ゴミの容積は、上図の様に大巾に減少します。

設置方法

◆土を掘りおこし、土中に5cm～10cm位埋めて設置して下さい。

◆ゴミを捨てるのに便利な、日当りの良い場所に置いて下さい。

使用方法

1

◆生ゴミ、雑草、落葉など有機質のゴミなら何でも投入して下さい。

2

◆生ゴミ等が20cmくらいの厚さになったら、土を2～3cmの厚さにかぶせて下さい。

3

◆脱臭剤セルを月に1～2回30g位平均的にふりかけて下さい。

4

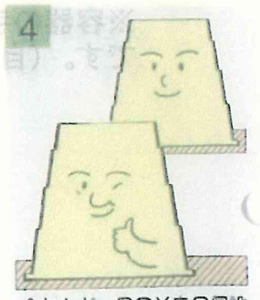

◆わんだーBOXを2個設置して交互に御使用になると大変便利です。

生ゴミ専用 脱臭剤

CELL セル®

生ゴミ処理の主役!

微生物による
発酵促進
強力脱臭

セルは、有効微生物の共生作用による自然の分解腐熟能力に基づいた、持続性の強い、脱臭・発酵促進剤です。

いろいろなタイプのコンポスト用促進剤、脱臭剤が市販されています。

※脱臭剤の補助・斡旋は
行っておりません。
各ご家庭で
ご準備ください。

梼原町民の皆様へ

梼原町新エネルギー等活用施設設置補助金のご案内

梼原町では「環境モデル都市」の取り組みの一環として下記にご紹介しております機器の設置に対して、費用の一部を助成しております。対象機器の購入をご検討される方は是非ご活用ください！

補助対象設備・補助金額一覧　※補助金額はすべて税込です

○住宅用太陽光発電システム
　出力1kwあたり20万円（上限80万円）

○太陽熱温水器システム
　本体価格の1/4（上限7万5千円）

○ペレットストーブ
　本体価格の1/4（上限12万5千円）

○自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
　本体価格+対象備品（リモコン、脚部カバー）の1/4（上限25万円）

○複層ガラス（ペアガラス）
　本体価格（サッシ代は含まない）の1/4（上限4万円）

申請方法等ご不明な点がございましたらお気軽に下記担当までお問い合わせください！

お問い合わせ先

役場　環境整備課環境モデル都市推進室
担当　十亀　勇一郎（ソガメ　ユウイチロウ）
TEL　0889-65-1251

環境モデル都市・ゆすはら
森づくり通信
発行
木質バイオマス事業推進会議

ゆすはらペレット株式会社 第10期定時株主総会開催

平成29年6月22日役場議場において、ゆすはらペレット株式会社第10期定時株主総会を、委任状を含め11者の株主が出席し開催しました。森山真二代表取締役が開会を告げ、山本俊一取締役が営業報告を行いました。

3期ぶりの黒字報告

平成28度実績としては販売量1，152トン、売上、その製造原価は37，122千円、営業外収益7，590千円、その製造原価は44，255千円、最終的な当期純利益は。387千円となりました。

販売量は、原油安やニーズの変化、新規需要の伸び悩みもあり、ピーク時の30％減と落ち込み、年々厳しい状況ではありましたが、関係団体による支援また未利用材出荷の皆様のご協力により、3期ぶりの黒字が達成できました（第11期(平成29年度)においても、さらに厳しい状況が予想されますが、引き続き未利用材の安定確保に努め、木質ペレット利用のお客様の確保と、森林資源の有効的な循環利用を推進していくことを併せて報告しました。

また取締役の選任では、ゆすはらペレット株式会社の取締役として、就任より7年余り務めた吉田尚人氏が辞任され、その後任となる矢野富夫氏、任期満了となる山本俊一、森山真二の両氏が再任され、就任しました。

そして総会後の取締役会において、代表取締役には、引き続き森山真二氏が選任され、就任しました。

最後に、平成20年4月総業より10年目を迎え、木質バイオマスにおける現況は刻々と変化をしています。過去の10年を活かして、次の10年を見据え、「初心、基本、知恵、工夫、実行」を念頭に、木質バイオマスの利用に向け、新たな行動を起こす必要があります。そのためには関係団体との連携と、未利用材出荷の皆様の更なるご指導と、ご協力を仰がなければなりません。

（ゆすはらペレット㈱　工場長　中越）

〈ペレット工場〉

今号より部落回覧での配信となりました。記事は無償で配布致しますのでご希望される方は役場環境整備課までお問い合わせください。
TEL：（0889　65　1251）
担当：　環境モデル都市推進室　十亀

森林セラピーロード認定から10年

年毎に体験者増 ツアーバス乗り入れも

医学的な癒し効果が認められ、松原地区に百年前に築かれた農業用水路脇の小道が「セラピーロード」の認定を受けました。平成19年3月のことでした。

取水口のある上流から歩くと、右手に久保谷川。下るにつれて渓流との高低差は開き、転落事故が懸念されました。このため事始めは、県森林環境税の助成を受けた「道の補修・補強工事」からだったそうです。

あれから10年経ちました。ロードを歩いた、特に女性から「癒されます。大満足です。また来ます。」の声が聞かれ、口コミで広がるようになりました。

中でも、森林管理署の職員・森下嘉晴さんのガイドは人気が高いようです。

「いつもは無口だが、森に入ると変身する」と言われるガイドぶりを、私も体感しました。

「これはタラヨウ（多羅葉）の葉っぱです。字を書き、暫くすると文字が浮き出てきます。こんな感じ。ハガキの木とも呼ばれ、郵便局のシンボルツリーです。」森と植物を愛する森下さんの言葉に、時間を忘れてしまいました。

ガイドをつけた昨年のロード体験者は、36件・462人。案内人を付けず歩く人も多く、実際の利用者はこの3倍程ではないでしょうか。更にここ数年、高知新聞観光やJR四国などのツアーバスも乗り入れ、また集落活動センターの売店「あいの里」もオープンし、地元の人にとっても嬉しい展開となってきました。

「「宝物をいただきました」。この言葉を松原まろうど会・下元廣幸会長から聞いたのは、5年ほど前だったと記憶します。私も一度、町内外からのボランティアの協力を得て行う水路と歩道の補修に加わったことがあります。誠に不断の努力が、宝を磨いてきました。

久保谷ロードの次のイベントは、11月12日（日）の「もみじ祭り」。今回も松原・初瀬共有の観光ワゴン車が、会場とロードの入り口を結ぶピストン輸送に大活躍することでしょう。また10周年記念に、ロードをモチーフにした楽曲「せせらぎの小道」を、マリオネット（在大阪）がイベントに参加し、演奏を披露する予定です。

もうひとつ、豊かな用水路の水を更に生かす「小水力発電」開設に向けた検討が行われていて、実現するとまた一つ宝物に箔がつきそうです。

（森づくり担い手育成塾長・笹岡）

今年5月4日　宮本「商い」塾長（中）も森下ガイドを初体感

〈地元の人たちが築いた石積み〉

〈タラヨウの葉っぱ〉

〈来る人に「癒し」を与える森林セラピーロード（久保谷渓谷）〉

椥原町の福祉を一緒に考えてみませんか

第６次椥原町総合振興計画の柱の一つであります「椥原ならではの保健・医療・福祉が充実した社会」の実現を目指し、子どもから高齢者まで町民みんなが安心して暮らすことができるよう支援を行っているところです。

本年度は、平成 30 年度から平成 32 年度における椥原町の福祉や介護に関する計画を策定することとされており、策定委員会を設け検討していきます。

そこで、住民の皆様方からも広くご意見をいただきたく、下記により策定委員を募集いたします。

①障害福祉計画

障害児・者が自立した社会生活を営むことができるよう支援を行い、障害の有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて計画を策定します。

②高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるように『医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス』が切れ目なく提供される【地域包括ケアシステム】の構築・充実に向け、高齢者の自立支援・重度化予防に取り組むとともに、制度の持続可能性を確保するため、高齢者施策の方向性や介護保険料の設定などの計画を策定します。

公募内容

資　　格	：	椥原町在住の方
人　　数	：	①障害福祉計画　　若干名 ②高齢者福祉計画・介護保険事業計画　　若干名 ※公募多数の場合は抽選とさせていただきます
回　　数	：	年３回程度
任　　期	：	平成 30 年 3 月 31 日まで
申込締切	：	平成 29 年 9 月 19 日（火）

＊お問い合わせ＊
椥原町保健福祉支援センター
福祉係　　中 越・山 本
介護保険係　西 村・兵 頭
電話　６５－１１７０

椿原雲の上スポーツクラブより

速報 Fighters

優勝記念号
平成29年８月吉日

発行：椿原ﾌｧｲﾀｰｽﾞ保護者会
部員数：２６名(練習生含む)

椿原ファイターズJSC 香川大会第7位

羽ばたけ未来の雲の上の球児たち

高知県3チーム中最上位

香川大会７位(16ﾁｰﾑ中)

7月29日,30日に行われた香川ｼﾞｭﾆｱｶｯﾌﾟ男子ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ大会では２日間で４試合を戦い、２勝２敗（出場16ﾁｰﾑ中７位）という結果となりました。30度を超える猛暑の中、子どもたちは遠征の疲れも見せず、随所に好プレーも出て僅差の好ゲームを行うことができ、貴重な経験を積むことができました。9月30日(土)には椿原学園グラウンドにおいて椿原大会(新チーム主体)を開催しますので、是非応援に来て下さい。よろしくお願いします。

多大なご支援をいただきありがとうございました。
椿原ﾌｧｲﾀｰｽﾞ保護者会一同

この度は香川ｼﾞｭﾆｱｶｯﾌﾟ男子ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ大会出場に際しまして、多くの皆様から多大なご支援をいただき、ありがとうございました。おかげさまで子供達は中四国の強豪を相手に堂々の戦いをすることができました。今回いただいたご寄付は遠征費や部員増に伴う道具の新調等にありがたく使わせていただきます。椿原ﾌｧｲﾀｰｽﾞは悲願の全国大会出場を目指し今後ますます頑張っていきますので今後とも、応援よろしくお願いします。

椿原雲の上スポーツクラブは新会員募集中です。他にもサークルがありますので、詳しくは右記までお問い合わせください。

椿原町教育委員会内
椿原雲の上スポーツクラブ事務局
電話：0889-65-1350　FAX：0889-40-2055

高知県夏季大会制覇

接戦を相手を圧倒！

県大会初の優勝！！

8月19日、20日に高知県夏季大会が窪川で行われ、椿原ﾌｧｲﾀｰｽﾞは4戦全勝で見事優勝。エース石川は4試合で40個を越える三振を奪う圧巻の投球。準決勝・決勝は相手に先制を許すも打線が爆発し大差での勝利となりました。ファイターズ史上最強と言われながらもなかなか結果が出なかったチームでしたが、県大会最終戦にて有終の美を飾ることができました。新チームも負けずに本格始動します。

高知県夏季大会結果
8月19日（土）
○3－1　尾川子供会
○3－0　大月・宿毛連合

8月20日（日）
準決勝
○6－2　東又ｼﾞｭﾆｱｰｽﾞ
決勝
○9－2　窪川ﾜｲﾙﾄﾞﾎﾞｰｲｽﾞ

最終戦で見せた一体感 新チーム本格始動へ！

夏季大会MVP
椿原ファイターズのみんな

知っておきたい公職選挙法

平成２９年は、４年に一度の梼原町長選挙の年です。

過去の梼原町長選挙においては、候補者が一人であり無投票が数回続いておりました。本年については、すでに複数人の出馬表明をされている方がおられますので、選挙の公正を確保するためにも、選挙人であります町民の方に知っておいてもらいたい公職選挙法の情報等について提供していきたいと思います。

今回は、「政治活動」についてです。

事前運動

公職選挙法は、立候補届出前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止しています。

これは、常時選挙運動が行われることによる不正行為の発生を抑え、選挙運動を同時にスタートさせることにより各候補者等の無用競争を避け、また、選挙運動費用の増加を避けることなどの理由により禁止しているものです。

なお、立候補届出前であっても、立候補の準備行為、政治活動などは原則として選挙運動ではないので許されています。その行為が選挙運動と認められるかどうかは、その行為のなされる時期、方法、対象等につき、総合的に実体を把握して判断されます。

政治活動とは…

政治上の目的をもって行われる一切の行為で選挙運動にわたらない行為をいい、例えば政治団体や個人がその政策の普及宣伝、政治啓発などを行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為ではないものです。

政治活動と選挙運動の違い

公職選挙法においては「政治活動」と「選挙運動」を明確に区別しております。

「選挙運動」とは、特定の選挙につき特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的とし、投票行動を勧めることで選挙期間中（告示日に立候補の届出をしてから投票日前日まで）につき実施できる行為です。

政治活動の制限

政治家の政治活動か、選挙を目的とした選挙運動なのか判断しにくい状況が生じていることから、公職選挙法においては、候補者や後援団体の政治活動について次のような制限があります。

◎政治活動用の掲示物（文書図画）の制限

公職の候補者又は候補者となろうとする者（候補者等）が政治活動のために使用する「当該候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示している文書図画」及び後援団体が政治活動のために使用する「後援団体の名称を表示している文書図画」については掲示することを制限されています。

●掲示できるもの●

○立て札又は看板の類

候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において掲示されるもの（事務所ごとに２枚）

※掲示できる総数は、町長・町村議会議員選挙は、候補者等と後援団体それぞれ４枚までです。

○ポスター

表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載したもの

※ベニヤ板、プラスチック板等を用いて提示するものは掲示できません。

※任期満了による選挙についてはその任期満了の日の６か月前の日から当該選挙の期日までの間は選挙区内に掲示できません。

○政治活動のための演説会、講演会、研修会等の会場においての提示

これらの会の開催中に掲示されるもの

※終了後、すみやかに撤去しなければなりません。

◎戸別訪問

選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的または投票をさせない目的で、計画的に連続して戸別に選挙人の居宅（事業所）を訪問することは禁止されています。

※戸別訪問が禁止されている理由は、買収や利害誘導等の温床になりやすいことから選挙の自由と公正を確保するため、また、選挙人の平穏な生活を害すること、候補者等が訪問回数を競い合い出費がかさむことを防止するためです。

梼原町選挙管理員会事務局

秋の全国交通安全運動

実施期間　平成29年9月21日(木)～平成29年9月30日(土)

☞ ドライバーの皆さん！

子供と高齢者には、特に思いやりのある運転を！！
体調管理にも気をつけて無理な運転はしないで！

☞ 子供のいる家族の皆さん！

道路での飛び出しなどには注意を！

☞ 高齢者の皆さん！

無理な横断はやめて！道路では必ず左右の確認を！
目立つ服装の着用や、反射材・ライトの利用を！

交通社会では思いやり（徐行する・道を譲る）を大切にしましょう！

交通すさき
第58号
交通安全協会
須崎支部
須崎市山手町１－８
（須崎警察署内）
電話42－0110

○重点目標

① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
④ 飲酒運転の根絶

高知家

高知県交通安全推進県民会議　高知県交通安全協会

優良自動車運転者等の表彰

交通安全協会須崎支部では、当支部管内に居住し、自動車又は二輪車(原付含む)の運転をされている方で、選考基準を満たす方を表彰します。

◆選考基準／当協会の会員で、次の表彰要件を満たし、人格技能ともに優れ次の要件を満たす方
・支部表彰／無事故無違反年数７年以上で過去に同じ表彰を受けてない方
・県表彰／無事故無違反年数が10年以上で支部表彰を受けている方

◆受付期間
・支部表彰／12月１日(金)～翌年２月28日(水)
９時～11時半、13時～16時半
（土・日曜日、祝日を除く）
・県表彰／須崎支部にお問い合わせください

◆申請に必要な物／運転免許証・会員証・印鑑

【申請先】交通安全協会須崎支部
☎42－0110（須崎警察署代表電話）

平成28年11月高知県民大会での表彰状況

平成29年度　定期総会結果

平成28年度　正味財産増減計算書　内訳表

平成28年4月1日～平成29年3月31日

科目	合計	実施継続事業会計			収益事業等会計		法人会計
		啓発事業	運転免許事業	小計	物品販売業	小計	
Ⅰ 一般正味財産増減の部							
1.経常増減の部							
(1)経常収益							
受取会費	7,107,500	0	0	0	0	0	7,107,500
賛助会員会費(新免)	297,500			0		0	297,500
賛助会員会費(既免)	6,660,000			0		0	6,660,000
協力会員会費	150,000			0		0	150,000
事業収益	1,177,626	0	761,086	761,086	416,540	416,540	0
受託料収入	707,638		707,638	707,638		0	
証紙売捌手数料収入	407,800			0	407,800	407,800	
商品販売収入	8,740			0	8,740	8,740	
雑収入	53,448		53,448	53,448		0	
事業収益計	8,285,126	0	761,086	761,086	416,540	416,540	7,107,500
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0
市町村補助金	0			0		0	
その他の補助金	0			0		0	
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0			0		0	0
雑収益	771	0	0	0	0	0	771
受取利息	771			0		0	771
雑収益	0			0		0	
雑収益計	771	0	0	0	0	0	771
経常収益計	8,285,897	0	761,086	761,086	416,540	416,540	7,108,271
(2)経常費用							
事業費							
給料手当	4,290,169	536,271	3,217,627	3,753,898	536,271	536,271	
退職給付費用	230,400	28,800	172,800	201,600	28,800	28,800	
退職積立金繰入額	0	0	0	0	0	0	
福利厚生費	714,660	89,332	535,996	625,328	89,332	89,332	
会議費	20,294	20,294		20,294		0	
旅費	94,930	94,930		94,930		0	
通信費	62,471	35,487		35,487	26,984	26,984	
物品購入費	1,400			0	1,400	1,400	
減価償却費	398,548	398,548		398,548		0	
消耗什器備品費	0	0		0		0	
消耗品費	376,497	376,497		376,497		0	
修繕費	207,500	207,500		207,500		0	
印刷製本費	124,200	124,200		124,200		0	
燃料費	6,942	6,942		6,942		0	
光熱水料費	11,263	11,263		11,263		0	
賃借料	110,164	110,164		110,164		0	
保険料	86,207	86,207		86,207		0	
諸謝金	30,600	30,600		30,600		0	
租税公課	24,100	24,100		24,100		0	
支払手数料	27,286	27,286		27,286		0	
負担金	488,000	0	488,000	488,000		0	
記念品費	10,440	10,440		10,440		0	
雑費	276,503	276,503		276,503		0	
事業費計	7,592,574	2,495,364	4,414,423	6,909,787	682,787	682,787	0
管理費							
給料手当	1,072,543						1,072,543
退職給付費用	57,600						57,600
退職積立金繰入額	0						0
福利厚生費	178,665						178,665
会員サービス費	300,852						300,852

科目	合計	実施継続事業会計			収益事業等会計		法人会計
		啓発事業	運転免許事業	小計	物品販売業	小計	
会議費	2,592						2,592
旅費	115,480						115,480
通信費	23,032						23,032
減価償却費	15,365						15,365
消耗什器備品費	0						0
消耗品費	11,215						11,215
修繕費	0						0
印刷製本費	0						0
光熱水料費	0						0
賃借料	34,656						34,656
保険料	0						0
諸謝金	0						0
租税公課	0						0
負担金	50,000						50,000
本部負担金	695,750						695,750
渉外費等	17,000						17,000
雑費	0						0
管理費計	2,574,750	0	0	0	0	0	2,574,750
経常費用計	10,167,324	2,495,364	4,414,423	6,909,787	682,787	682,787	2,574,750
当期経常増減額	▲1,881,427	▲2,495,364	▲3,653,337	▲6,148,701	▲266,247	▲266,247	4,533,521
2.経常外増減の部							
(1)経常外収益							
固定資産売却益	0			0		0	
車両運搬具売却益	9,999	9,999		9,999		0	
経常外収益計	9,999	9,999	0	9,999	0	0	0
(2)経常外費用							
固定資産廃棄損	351,601	351,601		351,601		0	
車両運搬具売却損	0			0		0	
経常外費用計	351,601	351,601	0	351,601	0	0	0
当期経常外増減額	▲341,602	▲341,602		▲341,602		0	0
他会計振替額	0	2,836,966	3,653,337	6,490,303	266,247	266,247	▲6,756,550
当期一般正味財産増減額	▲2,223,029	0	0	0	0	0	▲2,223,029
一般正味財産期首残高	12,008,543			0		0	12,008,543
一般正味財産期末残高	9,785,514	0	0	0	0	0	9,785,514
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0			0		0	
指定正味財産期首残高	0			0		0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	9,785,514	0	0	0	0	0	9,785,514

交通安全協会須崎支部役員名

平成29年度

役職		氏名	役職		氏名	役職		氏名
支部長		植田　邦夫	分会長	浦ノ内	森田　収三	安全担当	須崎市	正木　芳尚
副支部長		竹﨑　清喜		新荘	高橋　義明		中土佐町	南部　智至
〃		松浦　啓人		安和	岡村　賢作		津野町	谷脇　和久
副支部長 女性部部長併任		高橋　幸代		上分	明神　満広		梼原町	山内　孝信
副支部長 久礼分会長併任		薦田　健		葉山	鍋島　雅俊	女性部	副部長	津野小夜子
経理担当 交通安全協力員会長併任		横山　豊実		東津野	戸田　總一		〃	石田まり子
分会長	吾桑	堅田　潤一		梼原	長谷部　悟		理事	堅田　和子
	多ノ郷東	井上　達男		大野見	西村　守夫		〃	岡村　順子
	多ノ郷西	津野　順一		上ノ加江	片山　進一		〃	辻　由紀子
	南(野見・大谷)	濱口　一義	安全運転管理者協議会会長		小松　静一		〃	山口眞知子
	須崎東	佐々木　学	地域交通安全活動推進委員会長		田部　博史	監事		鍋島　南雄
	須崎中	福永　哲矢				〃		高橋千代利
	須崎西							

■協力会員会費（平成28年度）

ご協力ありがとうございました。

青木建設㈱
岩井建設㈱
㈱楠瀬土建
㈱けんかま
㈱須崎海運商会
㈱田部
㈱南国ミロク　椿原工場
高幡消防組合須崎消防署
高窯運輸㈱
㈱四国銀行須崎支店
食事処 喜楽
白石工業㈱土佐工場
杉本土建㈱
須崎商工会議所
住友大阪セメント㈱高知工場
ＪＡ津野山
ＪＡ土佐くろしお
西内㈱
日鉄鉱業㈱鳥形山鉱業所
㈲高愛産業
㈲高陵モーターズ
㈲笹岡印刷所
㈲丸重建設
㈻明徳義塾中高等学校

運転免許更新手続きについて

受付：月曜～金曜（年末年始、祝日を除く）
時間：午前8:30～11:30　午後1:00～4:30

手続きに必要なもの

○運転免許証
○更新連絡書（公安委員会からの更新案内のはがき）
○手数料（受講する講習の種別により異なりますので、更新連絡書をご覧ください。）

交通安全協会の会費について

年会費は、500円（免許の有効期間が5年の方は2,500円、3年の方は1,500円）

会費は、皆さんの善意により頂いており、協会に所属のボランティアを中心に交通事故防止活動等を行っておりますのでご理解の上、ぜひご協力をお願いします。

交通安全協会の主な活動

広報啓発活動　交通安全教育活動　交通安全運動への参加

※チャイルドシートの無料貸し出しも行っています。

高知県交通安全協会　会員特典加盟店制度　平成27年４月スタート

交通安全協会の活動にご賛同いただいた県内のお店等で、運転免許証と交通安全協会の会員証を提示していただければ、様々なサービスを受けることができます。

全日本交通安全協会の 自転車会員入会およびサイクル安心保険加入ご案内

詳しくは安全協会の窓口にお問い合せ下さい

遊漁者のみなさんが河川で使える漁具とできる漁法について

四万十川流域の河川には鮎をはじめ様々な水産動植物が生息しています。資源保護の観点から河川で水産動物を採捕（魚釣りなど）する際のルールや規則（高知県内水面漁業調整規則）が定められています。**椿原町の河川で使える漁具とできる方法は次のとおりです。**

- **釣り**
- **と網、なげ網**
- **かご**
- **すくい網 など**

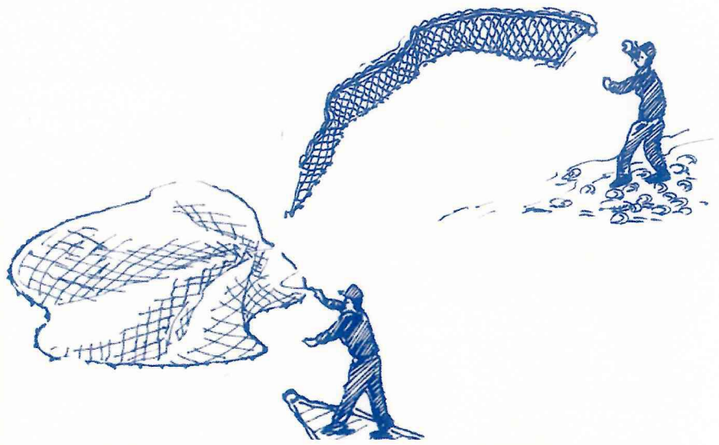

※魚種により漁法・採捕期間が異なりますのでご注意ください。

注意

建網等を設置することは禁止されております。町内河川において建網により水産動植物を採捕した場合は（高知県内水面漁業調整規則第６条）規定に違反することになり罰せられることがあります。（６ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金）

椿原町、津野町（旧東津野村）では釣り等の遊漁をより多くの人たちに楽しんでいただき、魚族増殖、河川愛護、遊漁者のマナー向上を目的とし遊漁料をいただいております。対象河川、魚種、制限事項については次のとおりです。

① 遊漁対象河川等について

対象河川	椿原町及び、津野町（旧東津野村）の河川のうち、椿原川、四万川川、北川川、力石川等の全河川(船戸川を除く)
対象魚種	アユ、アメゴ、ウナギ

	種類	購入者の居住地	金額	備考	支給品
遊漁券	年券	町内	3,000円	高校生以下、障がい者、ならびに70歳以上の方は無料	白色のワッペン
		町外	5,000円	高校生以下、障がい者の方は2,500円	黄緑色のワッペン
	1日券	町内	1,500円	高校生以下、障がい者、ならびに70歳以上の方は無料	名刺型カード
		町外	2,000円	高校生以下、障がい者の方は1,000円	

※ 平成23年分より改正

② 制限事項

魚種	遊漁期間	漁法
アメゴ	3月1日～9月30日	つり
アユ	6月15日～12月31日	友づり・しゃびきの漁法に限る。
	7月1日～12月31日	えさづり（えさ及び区域指定あり）、ぎじづり（毛針）
	8月1日（午前5時）～12月31日	上記及び、とあみ・なげあみ・しゃくり（箱ビンを含む）の漁法、火光利用（知事の許可を要す）
イダ	イダの産卵及び寒イダの捕獲については、自粛を申し合わせていますのでご協力下さい。	
ウナギ	高知県内のすべての河川などの内水面では 10月から翌年3月までの間 にニホンウナギの採捕が禁止となります。（県内の内水面漁業協同組合では、さらに長い期間を採捕禁止にしている場合があります） なお、全長21cm以下のニホンウナギについては、高知県内水面漁業調整規則第26条により採捕が禁止されています。	

※ もり・金突及びこれに類似の刺突具、水中眼鏡を使用する漁法については禁止されています。但し、8月1日午前5時から10月15日午後5時30分までの間、マス類以外の水産動物の採捕は可（火光その他の照明の利用不可）。その他の漁法は高知県内水面漁業調整規則による。

遊漁に関する規則やルールを守って川遊びを楽しんでください・

椿原町魚族保護会

須崎土木事務所よりお知らせ

河川区域敷地へみだりに物件を放置することは、法律で禁止されています。撤去しない場合は河川法の規定により罰せられることがあります。（河川にロープを張ったり、杭をうったりすることなど）

河川管理者　須崎土木事務所